

日本植物細胞分子生物学会広告掲載規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本植物細胞分子生物学会（以下本学会）が本学会ホームページに掲載する広告（以下、バナー広告）、及び、本学会誌に掲載する広告（以下、学会誌広告）に関する事項を定める。

(責任)

第2条 バナー広告及び学会誌広告は広告主が準備し、本学会は広告主に掲載場所を提供し、掲載作業を行う。広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本学会は広告の内容に対する一切の責任を有しない。

(規格)

第3条 規格は別途に定める

(掲載基準)

第4条 原則として植物細胞分子生物学に関連した内容に限る。本学会が掲載の可否を判断する。

(掲載料金)

第5条 広告掲載料金は別表の通りとする。

(バナー広告掲載後の掲載削除)

第6条 掲載後に本会ホームページ担当の判断で、広告内容が不適切であると判断された場合には、契約の終了を待たずにバナー掲載を解除できるものとする。この場合、掲載しなかった期間分の広告費用は広告依頼主に返還しない。

(バナー広告掲載の延長)

第7条 バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の1箇月前までに本会に申し出る。

(学会誌広告の英文表記)

第8条 学会誌広告の表記は原則として英文に限る。

(改正)

第9条 本規程を改正または廃止する場合は、代議員総会の承認を必要とする。

附則 本規程は、2016年7月1日から施行する。